

児童扶養手当等の支給に係る詐欺事件への対応について（概要版）

児童扶養手当等の支給に係る詐欺事件について、11月9日の公表後の対応、再発防止に向けた取組等について、以下のとおり報告するものです。

1 事件公表後の主な経過

月 日	概 要
令和4年11月9日（水）	○ 議員全員協議会において本事件の公表、経過説明等
12月1日（木）	○ 元職員の逮捕（1回目）
12月21日（水）	○ 元職員の起訴（1回目）
12月23日（金）	○ 会津若松警察署宛に被害届を提出
令和5年1月5日（木）	○ 元職員の再逮捕（2回目）
1月19日（木）	○ 会津若松警察署宛に被害届を提出
1月25日（水）	○ 元職員の追起訴（2回目）
1月26日（木）	○ 元職員の再逮捕（3回目）
1月30日（月）	○ 第1回公判
2月8日（水）	○ 会津若松警察署宛に被害届を提出

2 未回収額の回収状況

区 分		金 額
詐取金額	児童扶養手当	110,689,760円
	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金	600,000円
	重度心身障がい者医療費助成金	65,710,000円
	合 計(A)	176,999,760円
回 収 額	～11月8日まで	91,120,000円
	11月9日～2月13日まで	989,230円
	合 計(B)	92,109,230円
未回収額(A-B)		84,890,530円

※11月9日以降の回収額（内訳） ①令和4年8月分以降の給与相当額 589,230円
②父親からの弁済への協力金 400,000円

3 河東町職員時代の調査について

(1) 河東町職員時代の経歴

月 日	配属等
平成8年4月	河東町役場入庁 住民福祉課に配属（平成8年4月～平成11年3月）
平成11年4月	保健福祉課に配属（平成11年4月～平成13年3月）
平成13年4月	税務課に配属（平成13年4月～平成17年3月）
平成17年4月	建設課（平成17年4月～平成17年10月）
平成17年11月	河東町との合併により本市職員となる

(2) 調査結果と今後の対応

公文書の多くは保存年限が経過し、すでに廃棄していたため、不正を行っていたかどうかを検証することはできなかった。今後は、公判等の状況を注視し、新たな事実が明らかになった場合には、改めて確認を行う。

4 類似業務に関する内部調査について

(1) 調査概要

市の全ての支出事務のうち、本事件と同様の手法により詐取が可能と想定される事務について、令和3年度の全支出について不適切な事案がないかを確認するため調査を実施した。

- ・ 対象業務 : 59 事務
- ・ 支払伝票数 : 542 件
- ・ 延べ振込数 : 119,806 件

(2) 現時点（2月14日現在）における調査結果

- ・ 59 事務のうち、23 事務について振込額及び振込先情報が正しかったことを確認。
- ・ 残りの36 事務については、令和4年度中（令和5年3月31日まで）の調査完了を目指して調査中。

5 国県への返納について

国県との協議を踏まえた現時点での検討状況は下表のとおり。

(単位：円)

手当等	詐取額	財源	詐取に基づく返還見込額	検討状況
児童扶養手当 (令和元年度～3年度)	110,689,760	国 1/3 市 2/3	36,896,587	・ 返還額について国県と協議後、2月定例会議への補正予算計上に向けて検討
子育て世帯への臨時特別給付金 (令和3年度)	600,000	国 10/10	664,800	・ 加算金を含め、2月定例会議への補正予算計上に向けて検討
重度心身障がい者医療費助成金 (平成19年度～21年度)	65,710,000	県 1/2 市 1/2	—	・ 市において法的整理を行い県補助金として返還を行う根拠がないことから、引き続き、県と協議を行っていく。

※児童扶養手当の返還については、給付費国庫負担金実績報告書の再提出に基づく国庫負担金額の修正分として50,107円を減額した36,846,480円の返還を予定。

6 再発防止に向けた取組

(1) 事務分担等の点検

元職員が、グループリーダーという立場を悪用して、不正が発見されにくい環境を作っていたことや所属長が適切に関与できていなかったことを踏まえ、事務分担の決定方法、事務分担の内容、決裁（確認）の実施状況、さらにはグループ回覧の徹底について、全庁的な点検を実施した。

その結果、事務分担の決定方法や事務分担の内容、決裁の実施状況については、概ね適切に運用されていたが、グループ回覧については、過半数の所属で一部徹底できていなかった。今後は、事務分担決定の時期・手続きの明確化、グループ回覧の徹底、事務分担のローテーション化の拡大など、適切な運用を図っていく。

(2) 業務システムの運用に係る課題への対応

今回の事件において、業務システムのバックアップ環境が悪用され、データの改ざんや不正な帳票が作成されたことを踏まえ、対策を検討した。

今後は、本番環境での振込データ作成時に複数職員による立会確認、振込データの改ざんがないことを証明する指標（ハッシュ値）による確認、さらには現行システムにおけるチェック機能の活用・機能の追加などを行い、本番環境から出力された振込データが改ざんされることなく振込処理されていることを確認する。

(3) 会計処理上の課題への対応

印刷された紙の帳票と振込データが同一のものとの前提で確認を行っていたため、帳票のデータと振込データを事前に確認する仕組みがなく、また、システムから出力したデータの保管にかかるルールがなかったことから、事後的に振込結果を容易に確認することができなかった。

今後は、担当課においては、決裁時に支出額等が適正かどうかを判断するための資料の添付の徹底、表計算ソフト等による振込データの確認の徹底、さらには電子決裁の活用などを行う。また、会計課においては、審査業務における確認審査項目の見直し、さらには事後的な確認が的確に行えるよう振込データの伝送システムへの変更などを進める。

(4) 公務員倫理に関する課題への対応

職員一人ひとりがより高い倫理観を身に付け、コンプライアンス意識を高めるため、管理職を対象にした研修の実施、グループミーティングを活用した業務上のリスクの把握、さらには階層別研修の充実を図っていく。

(5) 職員のICTスキル・知識の課題への対応

ICTスキル・知識を持つ職員による不正行為については、周囲の職員のICTスキル・知識が低い場合、発見することが難しくなるため、職員一人ひとりのICTスキル・知識の向上を図るため、令和5年度より全職員対象のデジタル研修を実施する。

(6) 監査業務における対応

今回の事件を踏まえ、所属における再発防止策を見極めながら、監査としての視点を再点検し、給付金等支給事務における同様の不正を防止するための対策を講じる。

(7) 事務処理の適正化に向けた取組（内部統制の強化）

「業務を進める上で想定されるリスクを洗い出し可視化することで、これを評価、分析をして自ら業務を監理、監視、コントロールする一連の仕組みを構築する」という内部統制の考え方にに基づき、まず、公金の取扱いに関係する財務に関する事務を抽出し、適正化に向けて優先して取り組むこととし、次年度から不正行為を未然に防止するための事務処理手順の確立を目指していく。